

# 再審法改正を「在り方協議会」に任せてはいけない！

在り方協議会＝改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会



## 再審法改正に消極的な法務省が主導

⇒ 設置を決めたのも、メンバーを選定したのも、事務局を務めるのも、すべて法務省



## もともと再審法改正は検討対象ではない

⇒ 主な検討対象は、取調べの可視化など、すでに改正が実現した9項目  
再審法改正はおまけ、これまで議論されたのも、わずか3回（4時間余り）



## まとまりのない議論、見えないゴール

⇒ 座長も置かれず、言いつぱなし、聞きつぱなし + いつまで続くのかが決まっていない



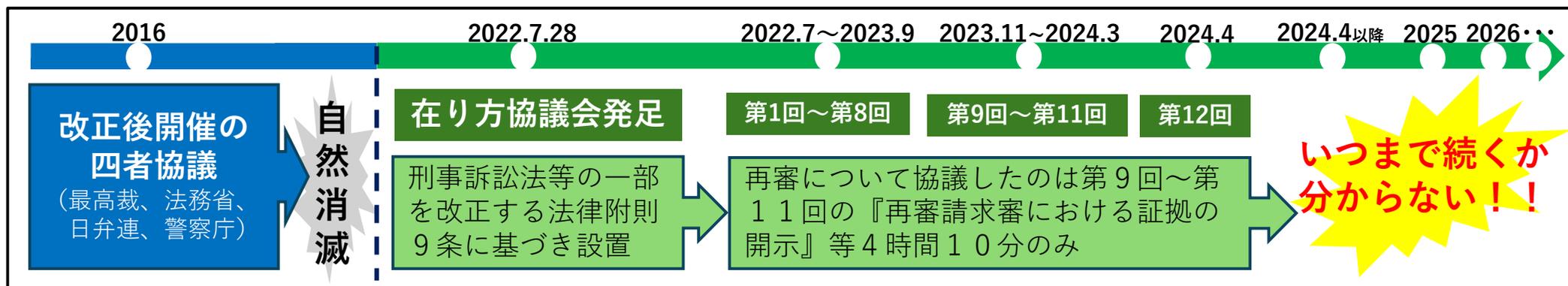
## 再審事件の実態に目を背けた議論

⇒ 再審事件の審理の実情に関する情報もなく、調べようもしない



## いつになったら再審法改正が実現するの？

⇒ 平成28年（2016年）改正刑訴法の公布から8年経過しても、改正の目処すら立たず



# 議事録にみる「在り方協議会」の議論

## 国会答弁における在り方協議会の位置づけ



小泉法務大臣

令和4年の7月から改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会を開催しております。そこで再審請求審の証拠開示等についても協議が始められています。そこが動き始めているわけでありまして。（第211回国会予算委員会第三分科会第2号令和5月21日）

### ① 再審事件の事例集積をする気がない



裁判所

最高裁では、再審請求事件において、裁判所が証拠開示を命じた事例ですとか勧告した事例ですとかの集積をしてきておりません。したがって、そういった統計的な資料についても持ち合わせていないところがございます（第9回）。

### ② 個別の再審事件に踏み込もうとしない



検察庁

制度全体の評価を行う上でヒアリングを含め個別事案への踏み込みが必要かどうかは慎重な検討が必要ではないかと考えているところです（第9回）。

### ③ 再審格差に問題があると思っていない



裁判所

（再審格差について尋ねられて）担当裁判官が個々の事案ごとに必要な判断をしているという結果でありまして、これはもう、特に再審請求事件に限ったものではなく、ある意味、当然の帰結かなと私自身は思っております（第10回）。

### ④ 制度があるからこそその運用ではないですか？



検察庁

（再審請求の手続の迅速化のための具体的な提案を尋ねられて）現行法の下で関係者が法に従って努力をするということであろうと思います（第11回）。

実態